

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側はエ説を「同時犯の場合は、…『排他的支配』は存しないがゆえに、誰にも不作為犯が成立しないことになり、妥当とは言えない」として批判するが、仮にそう解したとしても、作為義務が認められるための要件として「法益に対する排他性の確保」を挙げるウ説にも同様の批判が当てはまるのではないか。
2. ウ説によると最初から保護を引き受けなければ一切責任を負わないのに、一時的に保護を行うと責任を負うことになるのは不合理といえないか。
- 10

以上